

議案第25号

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年阿見町条
例第24号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に
改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に
改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に
改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に
改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和7年4
月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあ
るときは、当分の間、この条例による改正後の阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項
の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の阿見町家庭的保育
事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条
第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行日以後も、なおその効力を有する。

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育	(食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育	

現行	改正後	備考
士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)	士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)	

議案第 25 号説明資料

【改正の理由】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「基準省令」という。）及び栄養士法の一部が改正されたことに伴い、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「阿見町条例」という。）について、基準省令に準じた改正を行う。

【改正内容】

(1) 家庭的保育事業等における職員配置の最低基準に関する改正【第 29 条、第 31 条、第 44 条、第 47 条】

- ・ 満 3 歳以上満 4 未満の幼児おおむね 20 人につき 1 人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね 15 人につき 1 人以上とするよう改め、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人以上につき 1 人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね 25 人につき 1 人以上とするよう改正するもの。また附則において、当分の間、なお従前の例によることができることとする経過措置を設ける。

※現在阿見町では満 3 歳以上の幼児を預かる家庭的保育事業等は存在しないが、阿見町条例においては市町村の従うべき基準として基準省令を準用しており、満 3 歳以上の最低基準が規定されていることから、基準省令に準じた改正を行う。

(2) 栄養士の配置に関する改正【第 16 条】

- ・ 家庭的保育事業等における食事の提供について、外部で調理し搬入する方法により行う際に求められる栄養士の配置規定が、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の改正により、管理栄養士養成施設卒業者について従前管理栄養士国家試験を受けるために必要であった栄養士免許の取得が不要となったことから、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、同要件を満たすことができることとする規定に改正するもの。